

改正意匠法の施行（4）

意匠実務はどう変わる？ポイントの解説

三好内外国特許事務所
弁理士 安立 卓司



5. その他のポイント

（1）意匠権の存続期間の延長（出願日から25年で終了）

従来は「登録日から」20年で終了したが、今回の改正により「出願日から」25年で終了することとなった。特許権と同じ起算方法になり、期間も延びる。

（2）複数意匠一括出願制度の導入

従来、一意匠一出願制度を採っていたが、今回の改正により複数の意匠を一出願に含めて出願することが可能になる。複数の意匠は出願後バラバラにされ、一意匠ごとに審査・登録が行われる。

複数意匠一括出願を採用している国や地域では二意匠目以降は庁費用が安価になることが多いが、日本の複数意匠一括出願はそのようなコストメリットはないとされる。

この項目については、令和2年4月1日施行ではなく、さらに1年ほど施行が遅れる見込みである。

（3）物品区分の見直し

従来、「意匠に係る物品」欄の記載は、意匠法施行規則7条の別表第一に表された物品の区分又はそれと同程度の区分としなければならなかった。今回の改正により、別表第一は削除される予定で、記載要件が緩和されるものと思われる。

この項目については、令和2年4月1日施行ではなく、さらに1年ほど施行が遅れる見込みである。

（4）組物制度の見直し

組物制度は、複数の意匠であっても、所定の要件を充たせば、特別に一意匠として出願・登録を認める制度である。

ポイント1は、組物の意匠についても部分意匠の登録が可能になること。従来は全体意匠でしか組物の意匠の登録ができなかった。

ポイント2は、「意匠に係る物品」欄の記載の見直し。意匠法施行規則7条の別表第二を改め、「一組の食品セット」「一組の嗜好品セット」「一組の身の回り品セット」など、昨今のセット商品の実態に合わせた出願が可能になる。

ポイント3は、新しい保護対象（画像意匠、建築物の意匠）についても、組物の出願が可能になること。「一組の建築物」「一組の画像セット」について、組物の出願が可能になる。

6. 総括

以上、駆け足で改正意匠法について、ポイントを説明した。改正項目が多岐に渡り、気を付けるべき点はたくさんある。中でも、次の点は特に重要であるので、最後に特筆する。

- ・これまで意匠法と無関係であったたくさんのひとが、意匠法の当事者になる。
- ・画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠が新しく意匠法で保護されることになるからだ。
- ・あなたのウェブサイトが、店舗や展示会の内装が、誰かの意匠権を侵害することになるかもしれない。
- ・意匠権侵害事件に発展すれば、意匠権者から「ウェブサイトの使用をやめろ」「内装を変更しろ」「損害を賠償しろ」などと言われかねない。
- ・そのリスクをどうヘッジするのか。
- ・逆に、新しい意匠制度を活用すれば、競業他社の商品やサービスと差別化を図れるチャンスでもある。
- ・多くのひとが、自らの意匠保護や意匠権侵害回避について、向き合わざるを得ない事態に直面している。
- ・気づいていない方は、そのことに気付いてほしいし、興味や不安をお持ちの方は、気軽に相談してほしい。